

鹿 児 島 県 公 報

平成27年 4 月 10 日（金）第3100号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

○私立学校の廃止の認可	（青少年男女共同参画課取扱い）	1
○救急病院等の認定	（地域医療整備課取扱い）	3
○生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止（3件）	（社会福祉課取扱い）	3
○生活保護法等に基づく指定医療機関等の休止	（社会福祉課取扱い）	4
○生活保護法等に基づく医療機関等の指定（3件）	（社会福祉課取扱い）	4
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	（介護福祉課取扱い）	6
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	（介護福祉課取扱い）	6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退	（障害福祉課取扱い）	7
○歳入の徴収事務の委託	（商工政策課取扱い）	7
○肥料の登録	（食の安全推進課取扱い）	7
○肥料の登録の有効期間の更新	（食の安全推進課取扱い）	8
○土地改良区の定款の変更の認可（2件）	（農地整備課取扱い）	8
○県営土地改良事業の計画の決定（2件）	（農地整備課取扱い）	8
○県営土地改良事業の工事の完了（4件）	（農地整備課取扱い）	9
○基本測量の実施	（監理課取扱い）	9
○公共測量の終了	（監理課取扱い）	10
○歳入の収納事務の委託	（交通規制課取扱い）	10
公 告		
○平成27年度調理師試験公告	（健康増進課取扱い）	10
公 安 委 員 会 公 告		
○警備業施設警備業務2級検定実施公告	（生活安全企画課取扱い）	12

告 示

鹿児島県告示第361号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定により、私立学校の廃止を次のとおり認可した。

平成27年 4 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	位 置	設置者	認可年月日	廃止期日
はなぶさ幼稚園	鹿児島市緑ヶ丘町13番1号	学校法人 四元学園	平成27年 3月31日	平成27年 3月31日
めぐみ幼稚園	鹿児島市鴨池二丁目23番17号	学校法人 鹿児島めぐみ学園	平成27年 3月31日	平成27年 3月31日
鴨池幼稚園	鹿児島市郡元三丁目8番5号	学校法人	平成27年	平成27年

		鹿児島竜 谷学園	3月31日	3月31日
八幡幼稚園	鹿児島市下荒田四丁目19番10号	学校法人 丸岡学園	平成27年 3月31日	平成27年 3月31日
紫原幼稚園	鹿児島市紫原六丁目40番4号	学校法人 不二学園	平成27年 3月31日	平成27年 3月31日
草牟田幼稚園	鹿児島市草牟田二丁目20番15号	学校法人 鹿児島竜 谷学園	平成27年 3月31日	平成27年 3月31日
玉里善き牧者幼稚園	鹿児島市草牟田二丁目29番7号	学校法人 善き牧者 学園	平成27年 3月31日	平成27年 3月31日
あけぼの幼稚園	鹿児島市小野四丁目4番31号	学校法人 村尾学園	平成27年 3月31日	平成27年 3月31日
伊敷幼稚園	鹿児島市伊敷五丁目19番20号	学校法人 伊敷町学 園	平成27年 3月31日	平成27年 3月31日
桜ヶ丘中央幼稚園	鹿児島市桜ヶ丘四丁目8番2号	学校法人 堀之内学 園	平成27年 3月31日	平成27年 3月31日
若葉幼稚園	鹿児島市桜ヶ丘六丁目30番2号	学校法人 浜田学園	平成27年 3月31日	平成27年 3月31日
清谿幼稚園	鹿児島市谷山中央一丁目4360番地	学校法人 清谿学園	平成27年 3月31日	平成27年 3月31日
谷山善き牧者幼稚園	鹿児島市西谷山一丁目1番1号	学校法人 善き牧者 学園	平成27年 3月31日	平成27年 3月31日
吉田南幼稚園	鹿児島市本名町543番地	学校法人 橋口学園	平成27年 3月31日	平成27年 3月31日
よしだルンビニー幼稚園	鹿児島市東佐多町2157番地1	学校法人 大丸学園	平成27年 3月31日	平成27年 3月31日
大口幼稚園	伊佐市大口里3024番地1	学校法人 大口聖公 学園	平成27年 3月31日	平成27年 3月31日
慈光幼稚園	出水市高尾野町柴引2081番地	学校法人 慈愛学園	平成27年 3月31日	平成27年 3月31日
のぞみ幼稚園	薩摩川内市大小路町54番16号	学校法人 西薩キリ スト教学 園	平成27年 3月31日	平成27年 3月31日
双葉幼稚園	始良市加治木町諏訪町53番地	学校法人 加治木キ リスト教 学園	平成27年 3月31日	平成27年 3月31日
エミール幼稚園	始良市西餅田2803番地	学校法人 野口学園	平成27年 3月31日	平成27年 3月31日
啓明幼稚園	始良市池島町31番7号	学校法人 晃玄寺学 園	平成27年 3月31日	平成27年 3月31日
信愛幼稚園	鹿屋市西原一丁目28番25号	学校法人	平成27年	平成27年

		信愛学園	3月31日	3月31日
鹿屋カトリック幼稚園	鹿屋市古前城町14番1号	学校法人 カトリック大隅学 園	平成27年 3月31日	平成27年 3月31日
いずみ幼稚園	鹿屋市吾平町上名6368番2号	学校法人 吾平永田 学園	平成27年 3月31日	平成27年 3月31日
大空幼稚園	肝属郡肝付町後田9808番地	学校法人 上原学園	平成27年 3月31日	平成27年 3月31日
日当山幼稚園	霧島市隼人町東郷一丁目190 番地	学校法人 和光学園	平成27年 3月31日	平成27年 3月31日
カトリック志布志幼稚 園	志布志市志布志町志布志二丁 目17番18号	学校法人 カトリック大隅学 園	平成27年 3月31日	平成27年 3月31日
しゃら幼稚園	曾於市財部町南俣1番地	学校法人 明真学園	平成27年 3月31日	平成27年 3月31日
垂水カトリック幼稚園	垂水市田神2267番地	学校法人 カトリック大隅学 園	平成27年 3月31日	平成27年 3月31日

鹿児島県告示第362号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の診療所を救急診療所として認定した。

平成27年4月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 診療所の名称及び所在地

診 療 所 の 名 称	所 在 地
指宿脳神経外科	指宿市東方8714番地21

2 認定の有効期限

平成30年5月7日

鹿児島県告示第363号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成27年4月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	廃止年月日
指宿おおしげ内科	指宿市十二町2188-7	平成26年12月31日

鹿児島県告示第364号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成27年4月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業者		事業所		廃止年月日	サービスの種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
インターナショナル・ホスピタル・サービス株式会社	大阪市北区梅田一丁目3番1-1000号	グループホームゆりの郷	大島郡和泊町和泊62番1	平成27年3月31日	認知症対応型共同生活介護
インターナショナル・ホスピタル・サービス株式会社	大阪市北区梅田一丁目3番1-1000号	グループホーム岬	大島郡知名町田皆宇仙里2242	平成27年3月31日	認知症対応型共同生活介護
医療法人浩英会	出水市高尾野町下水流761番地	夢楽園	出水市高尾野町下水流764番地1	平成27年1月31日	通所介護、介護予防通所介護

鹿児島県告示第365号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成27年4月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日	施術の種類
西啓介	げんき整骨院 始良市加治木町木田57番1号コミュニティタウン加治木	平成26年12月1日	柔道整復
中村祐二	げんき整骨院 始良市加治木町木田57番1号コミュニティタウン加治木	平成26年12月1日	柔道整復

鹿児島県告示第366号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり休止の届出があった。

平成27年4月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名称	所在地	休止年月日
医療法人光与会ゆんぬ眼科	大島郡与論町茶花2184番地	平成27年3月1日

鹿児島県告示第367号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

平成27年4月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名称	所在地	指定年月日
ふれあいの里薬局	伊佐市大口里3040-1	平成27年3月1日

さわたりクリニック	伊佐市大口里字朝日町3040-1	平成27年3月1日
指宿おおしげ内科	指宿市十二町2188-7	平成27年1月1日
ハッピー薬局	指宿市十町353番地1	平成27年3月1日

鹿児島県告示第368号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関として指定した。

平成27年4月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業者		事業所		指定年月日	サービスの種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
株式会社メイファーマシー	鹿児島市下伊敷一丁目3641番5	さのさ調剤薬局	いちき串木野市中尾町75番地	平成27年3月1日	居宅療養管理指導，介護予防居宅療養管理指導
株式会社メイファーマシー	鹿児島市下伊敷一丁目3641番5	伊集院調剤薬局	日置市伊集院町徳重43番地1ハイツ中原102号	平成27年3月1日	居宅療養管理指導，介護予防居宅療養管理指導
株式会社メイファーマシー	鹿児島市下伊敷一丁目3641番5	隼人調剤薬局	霧島市隼人町見次638番地	平成27年3月1日	居宅療養管理指導，介護予防居宅療養管理指導
社会福祉法人政典会	霧島市国分清水五丁目1番49号	嘉祥園認知症対応型通所介護事業所	霧島市国分清水五丁目1番49号	平成27年3月9日	認知症対応型通所介護，介護予防認知症対応型通所介護
医療法人誠真会	薩摩川内市平佐一丁目135番地	しげなが歯科医院	薩摩川内市平佐一丁目135番地	平成27年2月1日	介護予防居宅療養管理指導
岩垂安彦	熊毛郡屋久島町栗生字南吉元1751番地5	調剤薬局風林堂	熊毛郡屋久島町栗生字南吉元1751番地5	平成27年2月1日	居宅療養管理指導，介護予防居宅療養管理指導

鹿児島県告示第369号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

平成27年4月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日	施術の種類
福さやか	ふく福整骨院 大島郡徳之島町亀津7298永濱ビル102	平成27年 2月18日	柔道整復
徳留奈津子	ねむのき鍼灸整骨院 霧島市隼人町東郷1-84-2	平成27年 2月1日	柔道整復
山田修司	パパイヤ整骨院 奄美市名瀬小浜町23-6	平成27年 2月16日	柔道整復

鹿児島県告示第370号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成27年4月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問介護クオラ U	薩摩郡さつま町 船木2315番地1	社会福祉法人ク オラ	薩摩郡さつま町 船木2315番地1	松下 兼一	平成27年 4月1日	訪問介護
通所介護オネス ト	霧島市隼人町真 孝870番地3	医療法人緑生会	霧島市隼人町真 孝870番地3	中尾 實	平成27年 4月1日	通所介護
機能訓練特化型 デイサービス結 の杜	伊佐市大口上町 14番地12	合同会社イノベ ーションカンパ ニー	伊佐市大口上町 14番地12	緒方 大夢	平成27年 4月1日	通所介護
いきいきホーム	奄美市名瀬朝日 町23-1	株式会社徳洲会	東京都千代田区 麹町四丁目6番 地8	徳田 虎雄	平成27年 4月1日	福祉用具 貸与
ダスキンヘルス レント薩摩ステ ーション	日置市伊集院町 麦生田72-1	株式会社ダスキ ンサーヴ九州	福岡市早良区西 新六丁目10-61	松田 研二	平成27年 4月1日	福祉用具 貸与
ダスキンヘルス レント薩摩ステ ーション	日置市伊集院町 麦生田72-1	株式会社ダスキ ンサーヴ九州	福岡市早良区西 新六丁目10-61	松田 研二	平成27年 4月1日	特定福祉 用具販売
吹上園ふもと	いちき串木野市 上名2775-1	社会福祉法人慈 昂会	いちき串木野市 大里992番地	丸田 大剛	平成27年 4月1日	短期入所 生活介護
有料老人ホーム いきいきホーム	奄美市名瀬朝日 町23-1	株式会社徳洲会	東京都千代田区 麹町四丁目6番 地8	徳田 虎雄	平成27年 4月1日	特定施設 入居者生 活介護

鹿児島県告示第371号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成27年4月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問介護クオラU	薩摩郡さつま町 船木2315番地1	社会福祉法人クオラ	薩摩郡さつま町 船木2315番地1	松下 兼一	平成27年 4月1日	介護予防 訪問介護
通所介護オネスト	霧島市隼人町真孝870番地3	医療法人緑生会	霧島市隼人町真孝870番地3	中尾 實	平成27年 4月1日	介護予防 通所介護
機能訓練特化型 デイサービス結 の杜	伊佐市大口上町 14番地12	合同会社イノベーション	伊佐市大口上町 14番地12	緒方 大夢	平成27年 4月1日	介護予防 通所介護
いきいきホーム	奄美市名瀬朝日 町23-1	株式会社徳洲会	東京都千代田区 麹町四丁目6番 地8	徳田 虎雄	平成27年 4月1日	介護予防 福祉用具 貸与
ダスキンヘルス レント薩摩ステ ーション	日置市伊集院町 麦生田72-1	株式会社ダスキ ンサーヴ九州	福岡市早良区西 新六丁目10-61	松田 研二	平成27年 4月1日	介護予防 福祉用具 貸与
ダスキンヘルス レント薩摩ステ ーション	日置市伊集院町 麦生田72-1	株式会社ダスキ ンサーヴ九州	福岡市早良区西 新六丁目10-61	松田 研二	平成27年 4月1日	特定介護 予防福祉 用具販売
有料老人ホーム いきいきホーム	奄美市名瀬朝日 町23-1	株式会社徳洲会	東京都千代田区 麹町四丁目6番 地8	徳田 虎雄	平成27年 4月1日	介護予防 特定施設 入居者生 活介護

鹿児島県告示第372号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成27年4月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病院又は診療所		辞退年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
島田泌尿器科医院	霧島市隼人町東郷一丁目296番地	平成27年 3月31日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第373号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成27年4月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 歳入の種類
鹿児島県産業会館会議室等貸付料
- 委託の相手方
鹿児島市名山町9番1号
鹿児島県産業会館管理組合 事務局長 垂門和美
- 委託期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

鹿児島県告示第374号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成27年 4 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
							氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1316号	平成27年3月26日	平成33年3月25日	肉骨粉	6 - 10 牛肉骨粉	窒素全量 6.0 りん酸全量10.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社 窪田商店	鹿児島市 城南町19番10号

鹿児島県告示第375号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成27年 4 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1263号	平成33年4月6日	加工家きんふん肥料	プロバワ ー	窒素全量 3.0 りん酸全量 4.0 加里全量 4.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	鹿児島プロフーズ 株式会社	鹿児島市 城南町37番地

鹿児島県告示第376号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成25年12月2日付で徳之島用土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年 4 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第377号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成25年10月3日付で伊仙町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年 4 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第378号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営ため池整備、用排水施設整備（用排水施設）、用排水施設整備（土砂崩壊防止）、農地保全整備（暗渠排水）（農業用排水施設整備及び暗渠排水）いちき串木野地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年 4 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成27年 4 月 13 日から同年 5 月 14 日まで

3 縦覧場所

いちき串木野市役所農政課

鹿児島県告示第379号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（区画整理）第二伊美地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年4月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 縦覧書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成27年4月13日から同年5月14日まで

3 縦覧場所

和泊町役場耕地課

鹿児島県告示第380号

土地改良事業県営中山間地域総合整備（区画整理及び暗渠排水^{きよ}）ゆすいん地区の工事は，平成25年10月21日に完了した。

平成27年4月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第381号

土地改良事業県営広域営農団地農道整備（農道整備）川辺地区の工事は，平成26年8月6日に完了した。

平成27年4月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第382号

土地改良事業県営集落基盤整備（旧：農村振興総合整備（美しいむらづくり型））（農業用排水施設整備，農道整備及び暗渠排水^{きよ}）東郷中央地区の工事は，平成26年3月20日に完了した。

平成27年4月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第383号

土地改良事業県営農地防災（農村災害対策整備事業）（旧：中山間地域総合農地防災）（農業用排水施設整備及び農用地保全）中種子西部地区の工事は，平成26年3月7日に完了した。

平成27年4月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第384号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により，国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成27年4月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 作業の種類 基本測量（機動観測）

2 作業の期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

3 作業の地域 霧島市

鹿児島県告示第385号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鹿児島市長から平成26年8月8日鹿児島県告示第852号で告示した公共測量の実施は、平成27年3月13日終了した旨の通知があった。

平成27年4月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第386号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成27年4月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 歳入の種類
パーキング・メーター作動手数料
- 2 委託の相手方
鹿児島市金生町7番18号
株式会社宮生企画
- 3 委託期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

公 告**平成27年度調理師試験公告**

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、平成27年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成27年4月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 試験期日
平成27年8月18日（火）午後0時30分から午後2時30分まで（正午までに試験場に入場すること。）
- 2 試験場
かごしま県民交流センター（鹿児島市山下町14番50号）
- 3 試験方法及び試験科目
試験は、次に掲げる科目について、筆記試験の方法により行う。
 - (1) 食文化概論
 - (2) 衛生法規
 - (3) 公衆衛生学
 - (4) 栄養学
 - (5) 食品学
 - (6) 食品衛生学
 - (7) 調理理論
- 4 受験資格
学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者又は調理師法附則第3項の規定により同条に規定する者とみなされる者で、次に掲げる施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの
 - (1) 寄宿舎、学校、病院等の施設であって飲食物を調理して供与するもの
 - (2) 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に掲げる飲食店営業、同条第14号に掲げる魚介類販売業又は同条第32号に掲げるそうざい製造業

5 受験手数料

6,200円

6 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験願書

イ 学校教育法第57条に規定する者又は調理師法附則第3項に規定する者であることを証する書類（卒業証明書又は提出書類等の提出先で原本照合を受けた卒業証書の写し等）

ウ 調理業務従事証明書

エ 戸籍抄本（出願前6月以内に交付されたもの）。ただし、ア、イ及びウに記載された氏名が同じである場合は、必要ない。

オ 写真（出願前6月以内に撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの脱帽正面上半身像のもので、裏面に氏名を記載したもの）

カ 受験手数料（6,200円分の鹿児島県収入証紙を受験願書に貼り付けて提出すること。）

なお、提出書類等を受理した後は、受験手数料は返還しない。

(2) 提出書類等の提出先

受験希望者の住所地を管轄する保健所（鹿児島市又は県外に居住する受験希望者にあつては、鹿児島県保健福祉部健康増進課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577））に提出すること。

なお、送付の方法により提出する場合は、封筒の表面に「調理師試験願書在中」と朱書きし、書留郵便とすること。

7 提出書類等の受付期間

平成27年6月1日（月）から同月5日（金）までのそれぞれの日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、平成27年6月5日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受験願書及び調理業務従事証明書の用紙の交付

受験願書及び調理業務従事証明書の用紙は、鹿児島県保健福祉部健康増進課及び県の各保健所において交付する。

なお、同用紙を送付の方法により請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、140円分の切手を貼った返信用封筒（角形2号）を同封すること。

9 受験票の交付等

受験資格があると認められた者に対して郵送により受験票を交付するので、試験当日持参すること。

10 合格者の発表

合格者の受験番号を平成27年9月24日（木）午前10時に鹿児島県保健福祉部健康増進課、県の各保健所及び県のホームページ（<http://www.pref.kagoshima.jp/>）において掲示するとともに、合格者には郵送により合格通知書を交付する。

11 その他

(1) 試験についての照会は、鹿児島県保健福祉部健康増進課（電話099-286-2717）又は県の各保健所に対して行うこと。

(2) 試験に関して不正の行為を発見したときは、その者について試験を停止させ、又はその者の試験を無効とする。

なお、不正の手段によって試験を受け、合格した者に対しては、合格を取り消し、合格通知書を返還させる。

(3) 受験者のうち希望する者には、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第23条の規定により試験結果（総得点及び科目別得点）を開示する。

なお、開示を行う期間は合格者の発表の日から起算して1月間とし、開示をする場所は鹿児島県保健福祉部健康増進課又は受験願書を提出した保健所とする。

公安委員会公告

警備業施設警備業務 2 級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業施設警備業務 2 級検定を宮崎県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成27年 4 月 10 日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

1 検定の種別及び級の区分

施設警備業務 2 級

2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員

(1) 実施日時

平成27年 7 月 11 日（土）午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、受付は、当日の午前 8 時 30 分から午前 9 時までとする。

(2) 実施場所

鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番 1 号）

(3) 受検定員

30人（宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、受付先着順とする。）

3 検定の受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもの

4 検定の方法及び内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。

エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 警備業務対象施設における保安に関すること。

イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 検定申請の手続

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

平成27年 5 月 19 日（火）から同月 29 日（金）まで（県の休日を除く。）

イ 時間帯

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

(2) 提出書類

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）別記様式第 1 号の検定申請書（以下「検定申請書」という。） 1 通

イ 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉

ウ 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1 通

エ 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1 通

(3) 申請先及び申請方法

ア 申請先

県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課若しくは生活安全刑事課

イ 申請方法

受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること。（受検者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。）

6 検定手数料

16,000円（16,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼り付けて提出すること。）

なお、検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。

7 その他

- (1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

- (2) 受検に際しては、筆記用具及び室内用運動靴を持参すること。

- (3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。

- (4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

8 検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課生活安全許可センター

電話 099-206-0110（内線3032・3033）